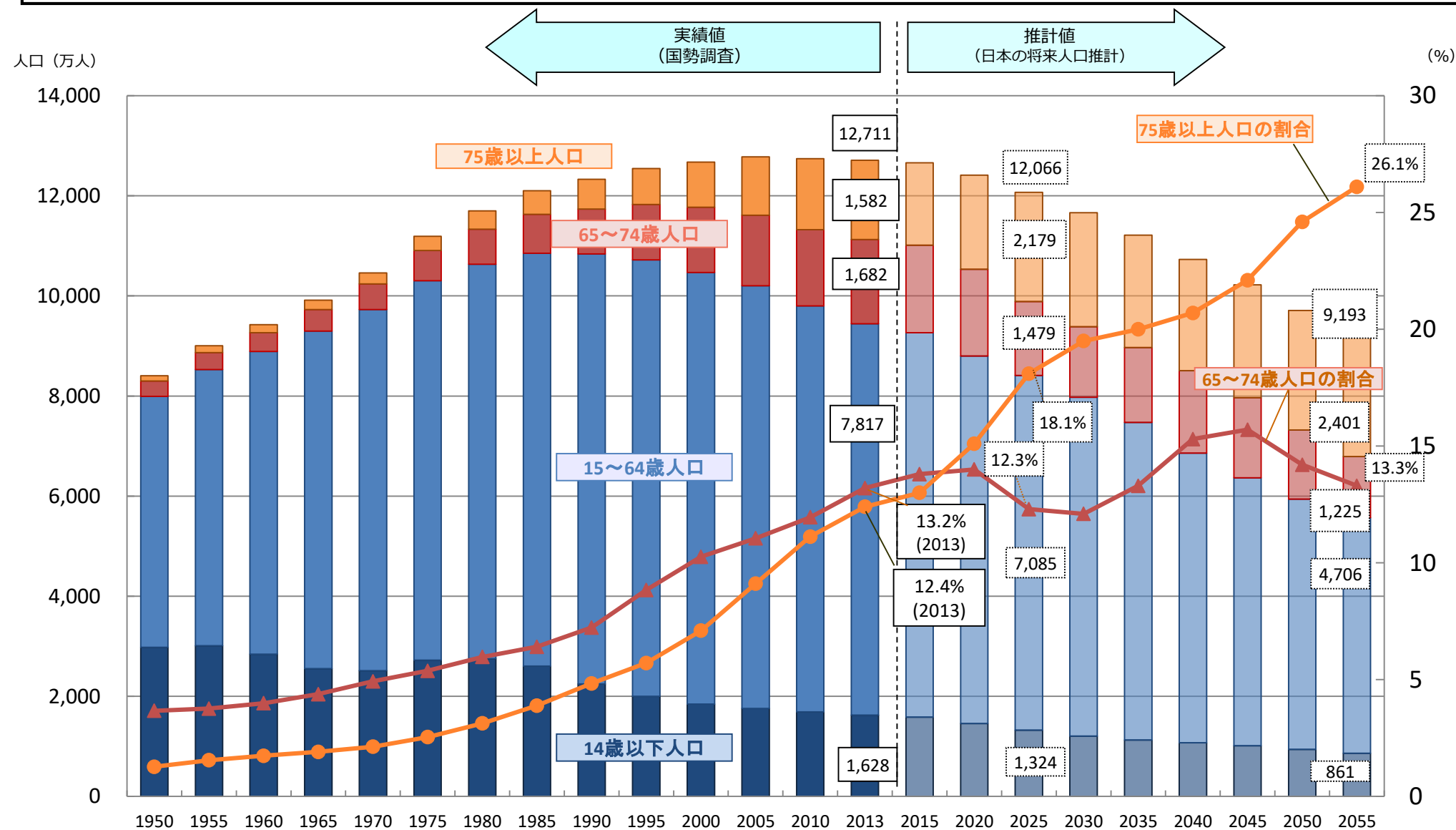


第2回歯科技工士の養成・確保に関する検討会	参考 資料1
平成30年7月5日	
第1回歯科技工士の養成・確保に関する検討会	資料2
平成30年5月15日	

歯科技工士を取り巻く現状等

今後の年齢階級別人口の推計

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。

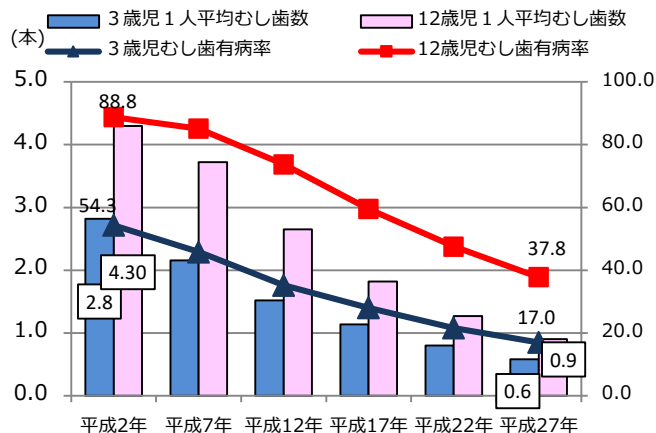


資料：2010年までは総務省統計局「国勢調査」、2013年は総務省統計局「人口推計(平成26年6月1日確定値)」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計) 中位推計」

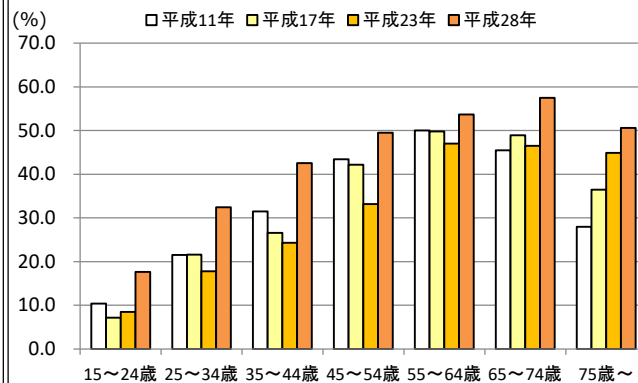
歯科保健を取り巻く状況について

- 小児のむし歯は減少している。また、歯が多く残っている高齢者は増加しており、これに伴い、高齢者における歯周病の罹患率が増加している。
- 成人において過去1年間に歯科検診を受けた者の割合は増加し、高齢化の進展に伴い、歯科診療所を受診する高齢者は増加している。

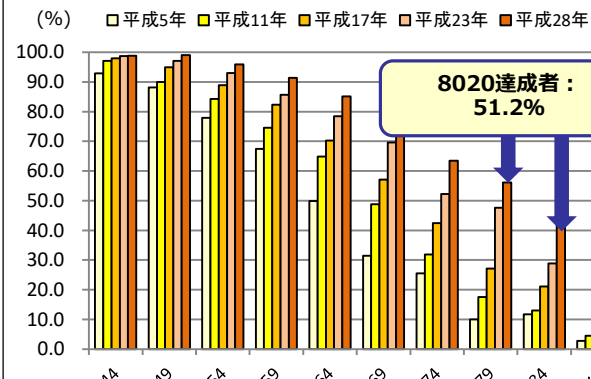
3歳児及び12歳児の一人平均むし歯数及びむし歯有病者率は年々減少。



歯が多く残っている高齢者の増加に伴い、高齢者の歯周病の罹患率が増加。



80歳で20本以上歯を残す8020 (ハチマル・ニイマル) の達成者は増加。



8020達成者 : 51.2%

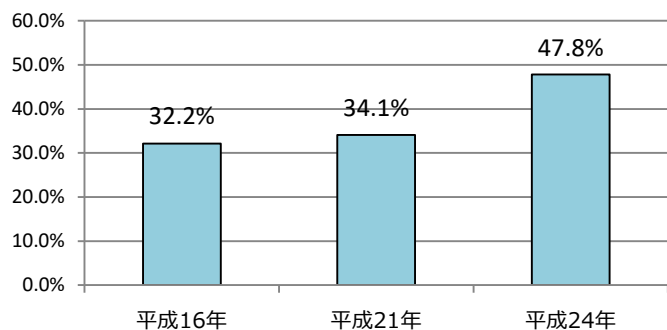
乳幼児期

学齢期

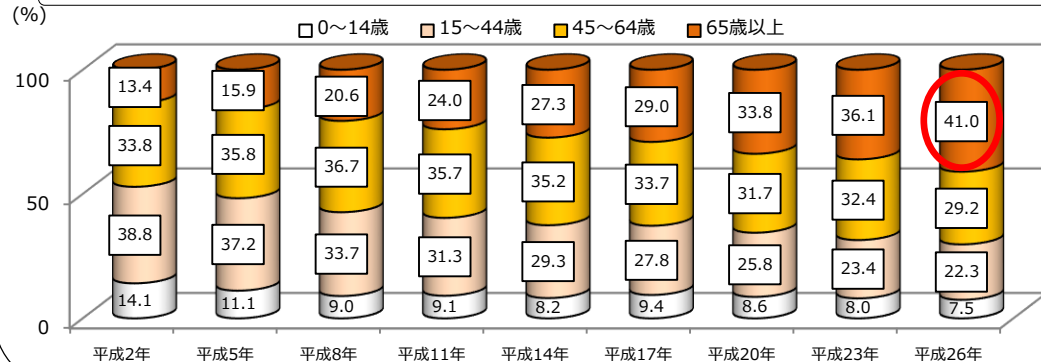
成人期

高齢期

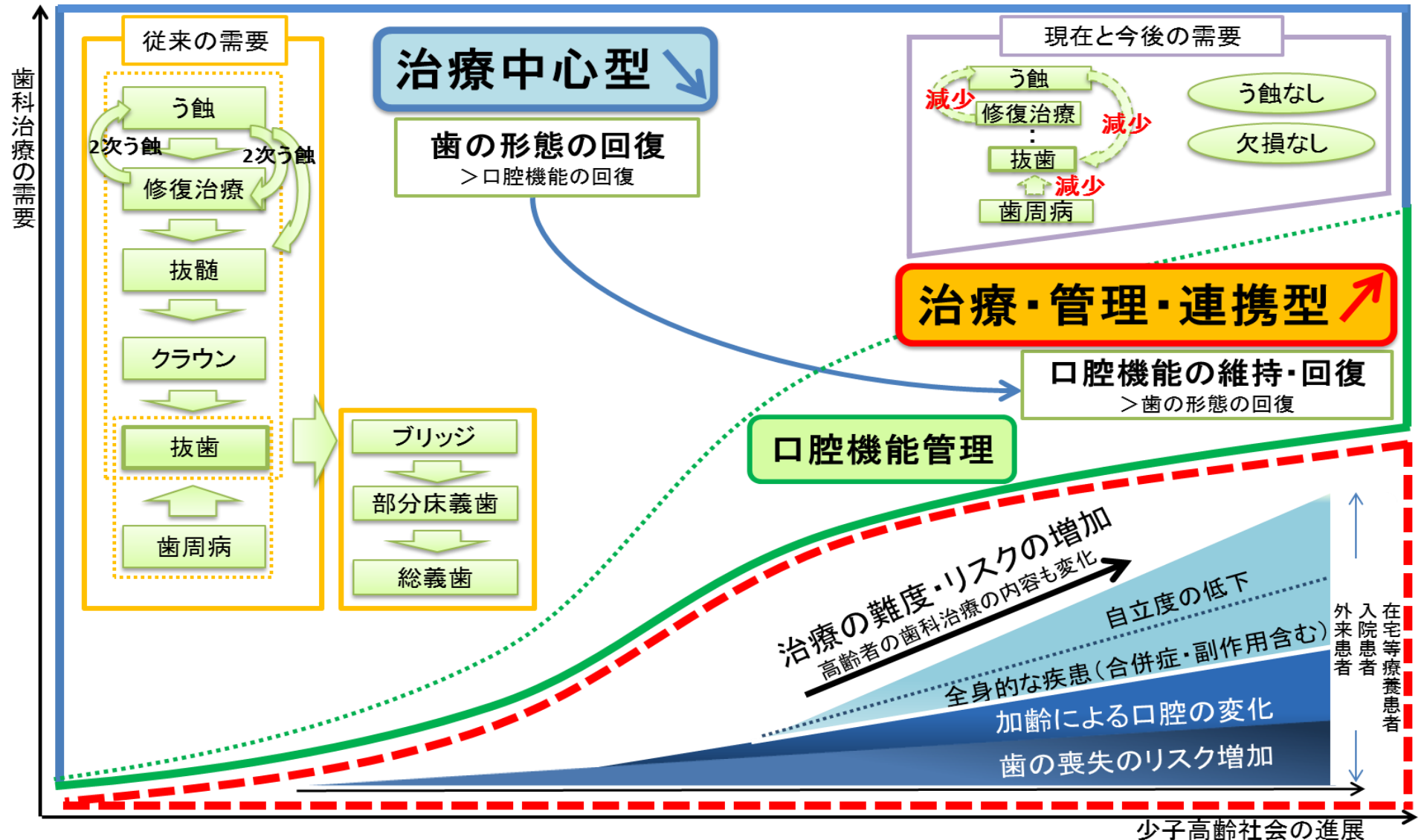
20歳以上で過去1年間に歯科検診を受けた者の割合は増加。



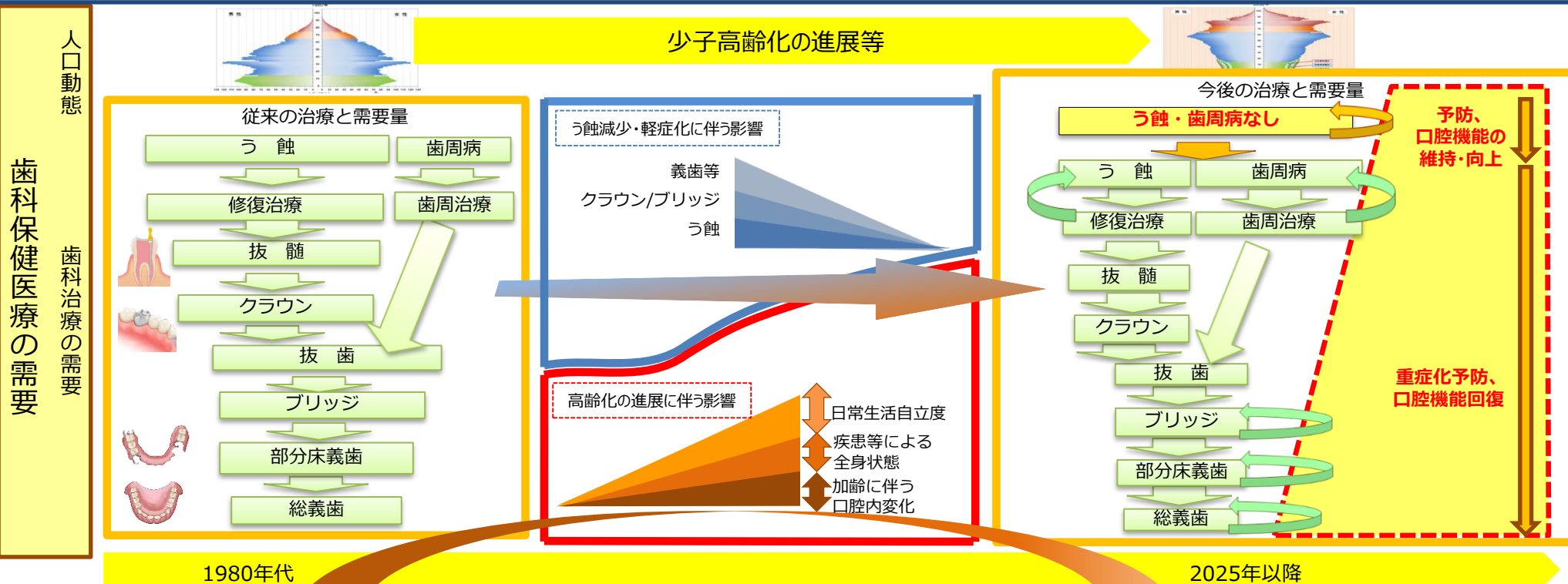
高齢者の歯科受診患者は増加、歯科診療所の受診患者の40%以上が65歳以上。



- 人口構成の変化や、歯科疾患罹患状況の変化に伴い、歯の形態の回復を主体としたこれまでの「治療中心型」の歯科治療だけではなく、全身的な疾患の状況などもふまえ、関係者と連携しつつ患者個々の状態に応じた口腔機能の維持・回復（獲得）をめざす「治療・管理・連携型」の歯科治療の必要性が増すと予想される。



- ・歯科保健医療の需要は、人口動態や歯科治療の需要の変化等に左右され、今後は、口腔機能の維持・向上や回復、疾患等の予防、重症化予防に対する需要が増加する。
- ・こうした需要の変化に対応するため、各地域において歯科医療機関の役割の明示・分担を図るとともに、他職種や他分野との連携体制の構築などが求められる。また、歯科医療従事者は、こうした変化を認識し、歯科保健医療を提供していくことが必要とされる。



歯科保健医療提供体制
の目指すべき姿

【歯科医療機関完結型歯科保健医療の提供】



歯科診療所



歯科大学附属病院
病院歯科等

歯科医療機関



【地域完結型歯科保健医療の提供へ】



「歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書（概要） ～「歯科保健医療ビジョン」の提言～

歯科保健医療ビジョン

高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿について、歯科医療従事者、医師等を含めた医療従事者、そして国民全体に向けて発信。

今後の歯科保健医療の需要

- ・今後の人口動態（2025年には団塊の世代が75歳を迎え、その後、高齢者人口は2040年頃をピークに減少）に大きく影響を受ける。
- ・高齢者は、日常生活自立度や疾患等による全身状態、加齢に伴う口腔内変化の状況等が様々であり、歯科医療を受ける場所や治療内容等が多岐にわたる。
- ・今後は従来の歯の形態回復に特化した治療の需要は減少し、機能回復や歯科疾患等の予防に対する需要が増加することが予想される。
- ・各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療の例として下記が考えられる。
 - 小児：う蝕等の軽症化に伴う予防の充実と食べることを含めた口腔機能の成長発育の視点
 - 成人：歯周病等の予防・重症化予防に加え機能回復の視点
 - 高齢者：根面う蝕や歯周病の予防・重症化予防に加え機能回復の視点と、フレイルに対する食支援等の日常生活支援の視点

歯科技工士に関する提言

2.2 地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関等の役割

（1）全体

- 歯科衛生士、歯科技工士の人材確保は大きな課題となっており、復職支援や離職防止等の対応を行うことが重要である。さらに、歯科衛生士については、歯科疾患の予防の需要増加を踏まえ、歯科技工士については、歯科技工の質及び量的需要の変化等の歯科技工士を取り巻く状況の変化に対応した業務のあり方の検討を行うことが求められている。

歯科技工士法

(昭和三十年法律第百六十八号)

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りでない。

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

歯冠修復物や欠損補綴物の製作工程

「歯科技工」とは、特定人（患者）に対する歯科医療の用に供する入れ歯や被せ物などの補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する業務（歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く）をいう。【歯科技工士法第二条】

医療機関内で作成する場合

支台歯形成

印象採得

作業模型の
製作



ワックスによる形態形成



埋没



鑄造



完成

口腔内へ装着

医療機関外に作成を依頼する場合

支台歯形成

印象採得

作業模型の
製作

歯科技工所



ワックスによる形態形成



埋没



鑄造



完成

口腔内へ装着

歯科技工指示書による

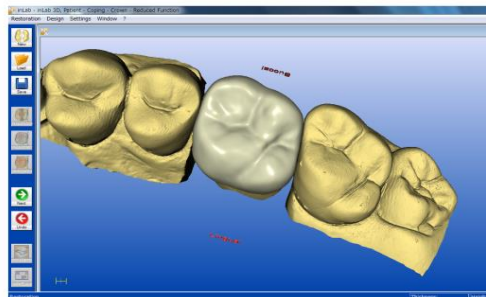
納品

I T 技術を活用した新たな歯科技工物等の製作

<概要>

- 平成26年診療報酬改定により、小臼歯部を対象としてプラスチック系材料を用いた場合に限り、保険診療に使用することが可能となった。
※一般には自由診療で行われており、当該技術にはセラミクス系材料が用いられている。
- 製作には上記に示すコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用C A D / C A M装置）を導入する必要があり、設備投資が必要である。

CAD/CAM（Computer-Aided-Design/Computer-Aided Manufacturing）を活用したクラウンの製作



PC上で設計（C A D）



設計に基づき削り出し（C A M）



従来の金属冠



C A D / C A M 冠

口腔内に装着

就業歯科技工士について

- 就業歯科技工士数は微減傾向であり、平成28年は34,640人（対H26：145人増）
- 就業場所別では、歯科技工所が約 7 割、病院・診療所が約 3 割

○就業歯科技工士数の年次推移

平成14年	16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年
36 765	35 668	35 147	35 337	35 413	34 613	34 495	34 640

(単位：人)

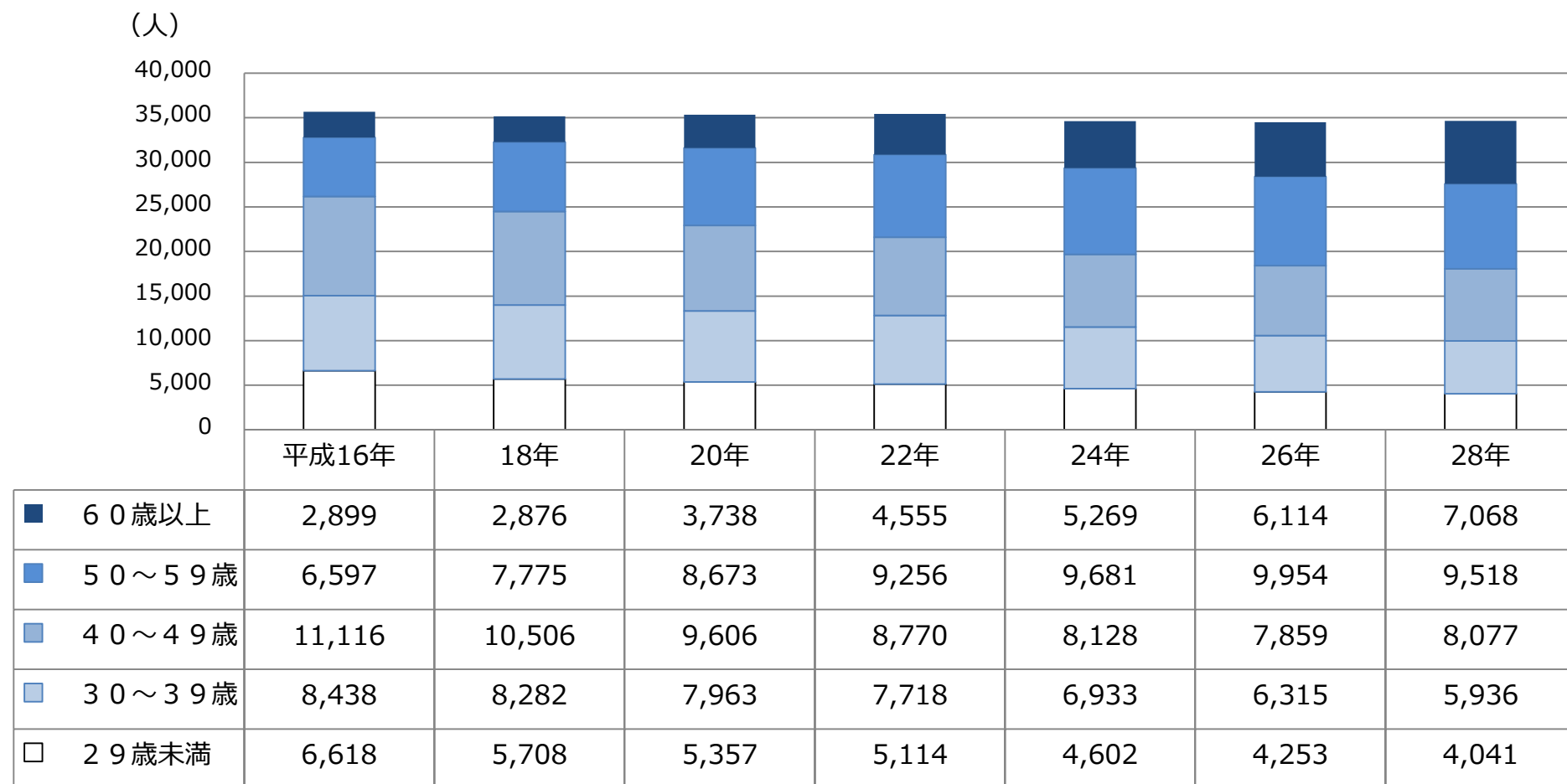
○就業場所別にみた就業歯科技工士（平成28年）

	歯科技工士（人）	構成割合（%）
総数	34,640	100.0
技工所	24,972	72.1
病院・診療所	9,166	26.5
その他	502	1.4

(出典：衛生行政報告例)

就業歯科技工士（年齢階級別）の年次推移

○就業歯科技工士のうち**50歳以上の者は増加傾向であり平成28年で47.9%**



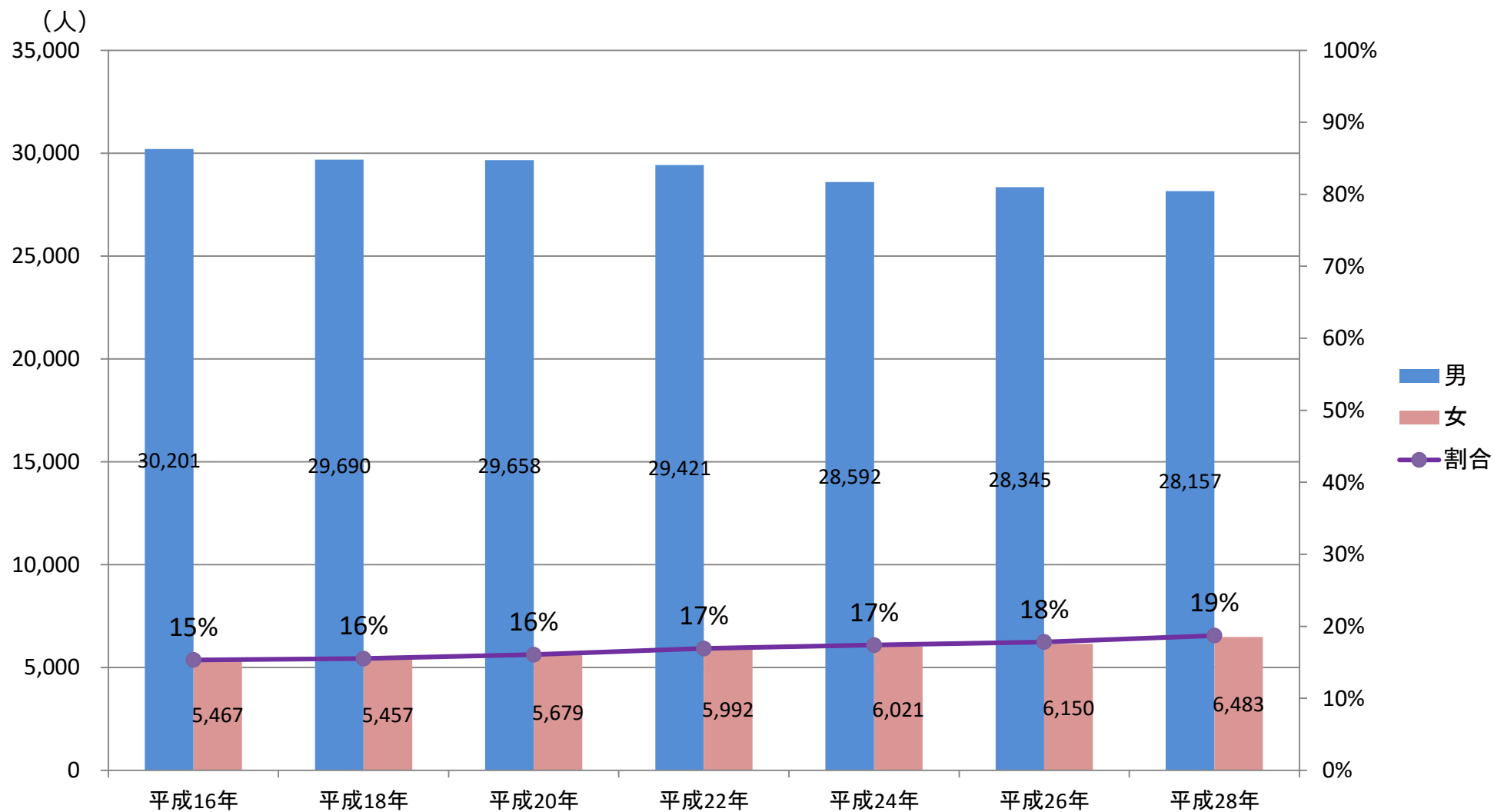
(参考)

合計	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640
50歳以上	9,496	10,651	12,411	13,811	14,950	16,068	16,586
50歳以上割合	26.6%	30.3%	35.1%	39.0%	43.2%	46.6%	47.9%

(出典：衛生行政報告例)

就業歯科技工士（男女別）の年次推移

○就業歯科技工士のうち女性が占める割合は微増しており平成28年で18.7%



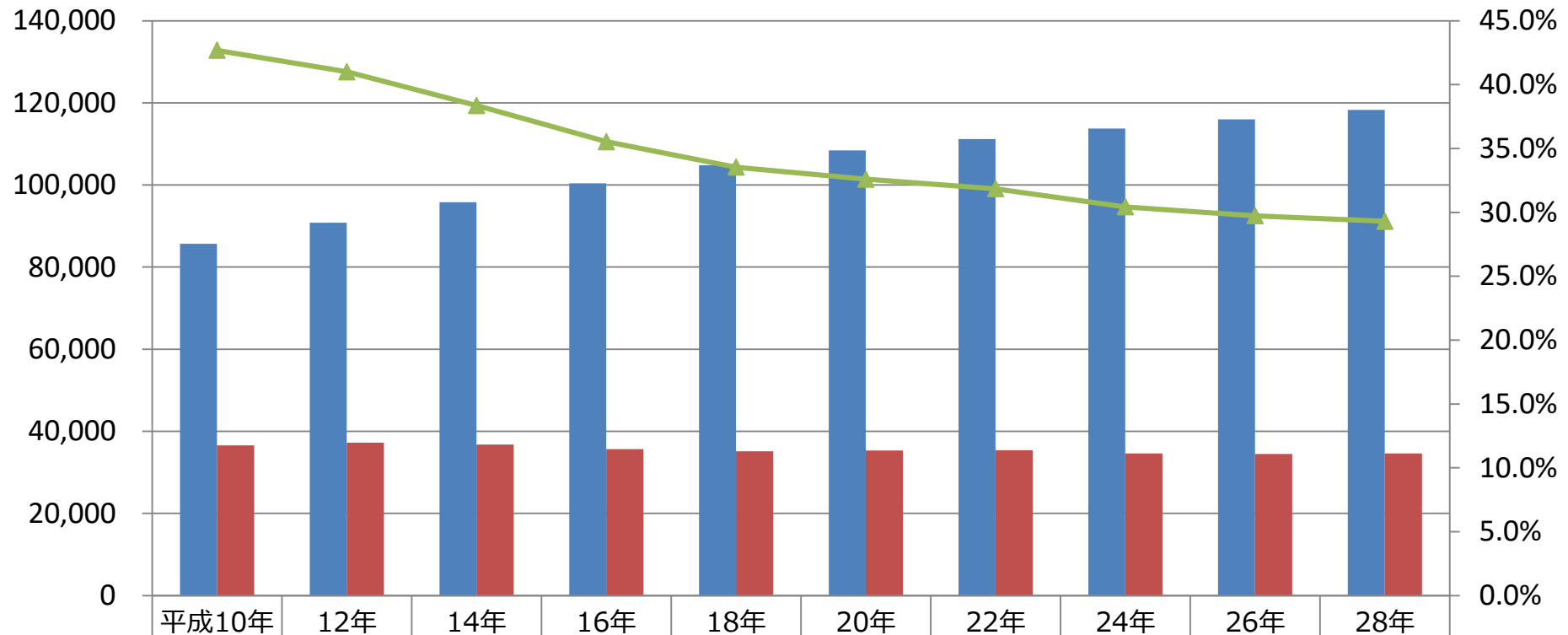
(出典：衛生行政報告例)

歯科技工士免許登録者数等の年次推移

- ◎平成28年の**歯科技工士免許登録者数は118,271人** **業務従事者数は34,640人**
- ◎歯科技工士免許登録者数のうち従事者の占める割合は、**減少傾向であり平成28年では29.3%**

総数(人)

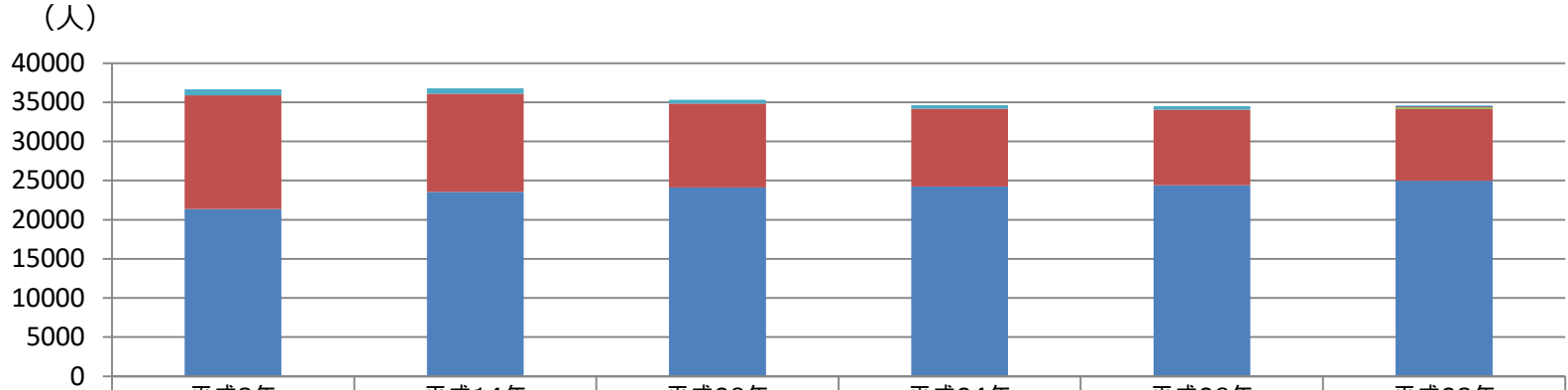
就業状況 (%)



免許登録者 (A)	85,669	90,825	95,838	100,381	104,794	108,406	111,191	113,726	116,006	118,271
従事者数 (B)	36,569	37,244	36,765	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640
(B)/(A) (%)	42.7%	41.0%	38.4%	35.5%	33.5%	32.6%	31.8%	30.4%	29.7%	29.3%

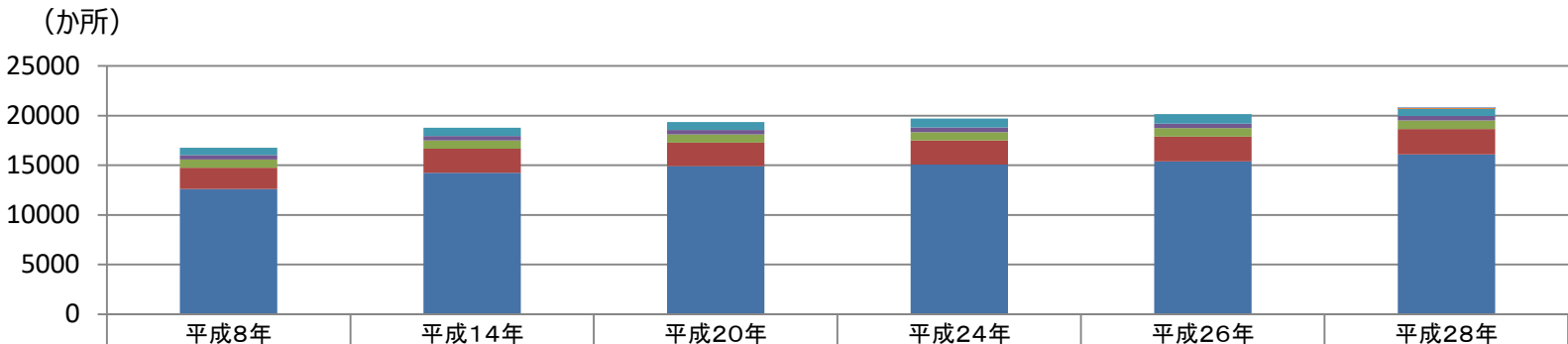
就業場所別就業歯科技工士数及び規模別歯科技工所数の推移

就業場所別
就業歯科技工士数



	平成8年	平成14年	平成20年	平成24年	平成26年	平成28年
■ その他	783	679	501	437	440	93
■ 事業所						118
■ 歯科技工士学校又は養成所						291
■ 病院・診療所	14492	12534	10694	9932	9630	9166
■ 歯科技工所	21377	23552	24142	24244	24425	24972

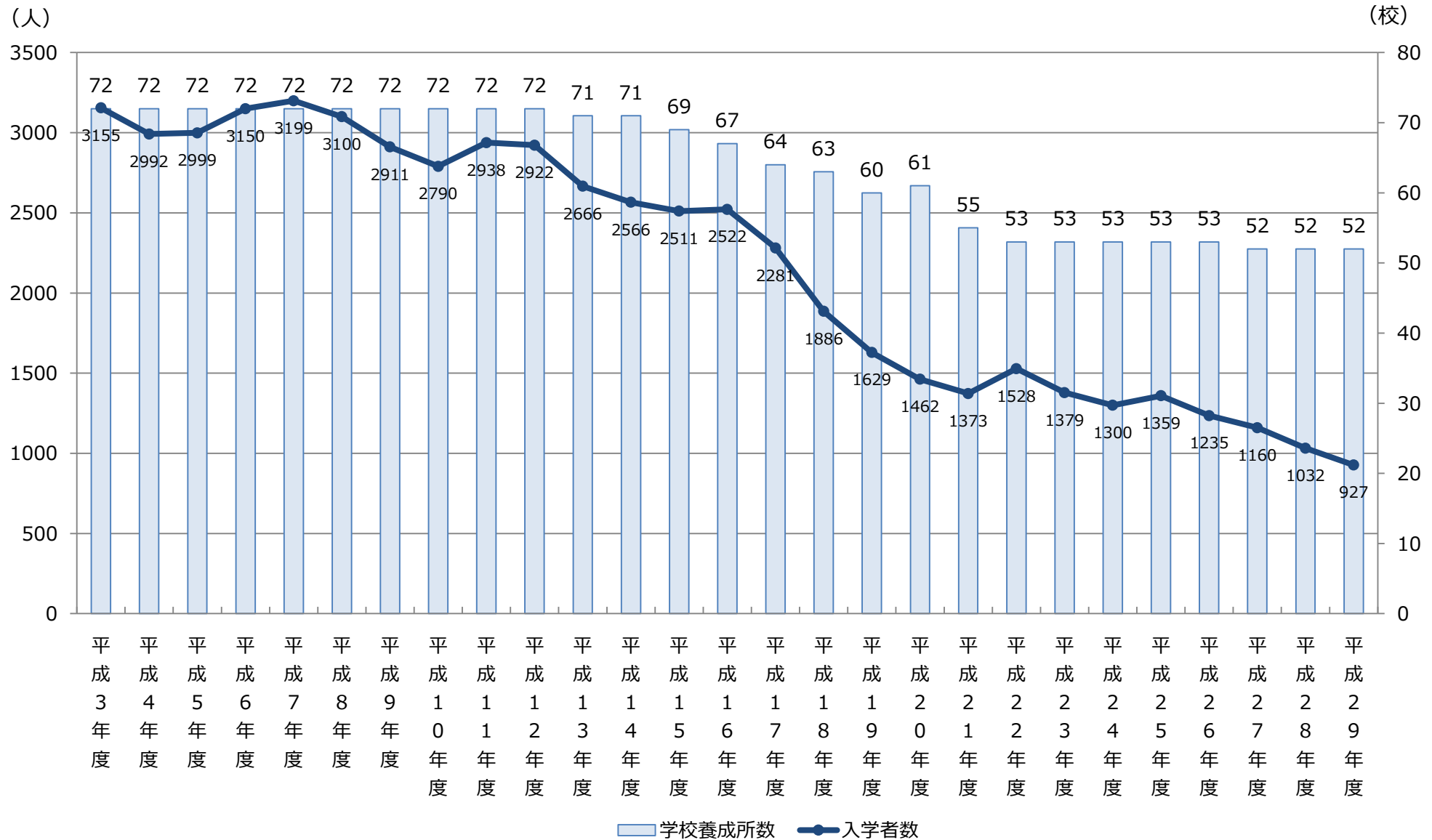
規模別歯科技工所数



	平成8年	平成14年	平成20年	平成24年	平成26年	平成28年
■ 20人以上						86
■ 10～19人						157
■ 5～9人	740	826	823	903	957	693
■ 4人	450	442	451	469	474	463
■ 3人	845	842	802	835	851	852
■ 2人	2139	2423	2394	2426	2475	2564
■ 1人	12605	14239	14899	15073	15409	16091

(出典：衛生行政報告例)

歯科技工士養成施設数及び入学者数



(出典：全国歯科技工士教育協議会調べ)

歯科技工士養成課程の内訳

- 歯科技工士の養成課程（54課程）のうち、2年制課程(45課程)が占める割合は約83%
- 3年制課程（6課程）のうち、昼間課程であるものは2課程のみで、残り4課程は夜間課程

	都道府県 知事指定	文部科学大臣指定				計
		大学	短期大学	専修学校	特別支援学校	
2年制	39	-	2	4	-	45
3年制	4 ※内夜間3	-	-	1 ※内夜間1	1	6 ※内夜間4
4年制	-	3	-	-	-	3
計	43	3	2	5	1	54課程 (52施設)

注1：都道府県知事指定施設には、従前の厚生労働大臣指定施設が含まれる。

注2：都道府県知事指定分は平成29年4月1日現在、文部科学大臣指定分は平成29年5月1日現在。

注3：募集停止している施設は除く。

歯科技工士に係る制度改正①

(歯科技工士における医療職俸給表(二) 初任給基準表の改正について)

人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)に定める医療職俸給表(二) 初任給基準表が、下記のとおり改正。

職 種	学歴免許等	初任給
歯科技工士	<u>短大卒</u>	1 級11号俸
	<u>高校卒</u>	<u>1 級 1 号俸</u>



職 種	学歴免許等	初任給
歯科技工士	<u>短大 3 卒</u>	<u>1 級17号俸</u>
	<u>短大 2 卒</u>	1 級11号俸
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

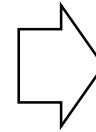
公布日 平成27年 1 月30日
施行日 平成27年 4 月 1 日

歯科技工士に係る主な制度改革②（歯科技工士国家試験の全国統一化）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、歯科技工士法について以下のよう
に改正された（平成27年4月1日施行）

1. 歯科技工士国家試験の全国統一化をするための改正

- 昭和57年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許（現在は厚生労働大臣免許）になったが、歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
- 近年、インプラントやCAD/CAM等の精密な技術が必要とされる歯科技工物の需要が増加しているが、地域によってはこのような高度な技術に係る試験問題を作成できる試験委員を確保し、出題することが困難な状況になっている。



歯科技工士法の改正

歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が各々国家試験を行うのではなく、**国が実施するよう**歯科技工士法を改めた。

2. 試験実施体制等

- 歯科技工士国家試験の全国統一化に際し、現行は各都道府県が行っている試験問題の作成、採点その他の試験の実施に関する事務を、国が行う必要があるが、行政組織の拡大を図ることは、今般の行政改革の観点からは適当ではないと考えられる。
- 歯科衛生士等については、試験の実施に関する事務、登録に関する事務等について、指定試験機関、指定登録機関で実施されている。



厚生労働大臣が実施する**歯科技工士国家試験を指定試験機関においても実施できるよう**、歯科技工士法を改めた。

歯科技工士の登録の実施等に関する事務を指定登録機関においても実施できるよう、歯科技工士法を改めた。

3. スケジュール

- 平成27年4月1日 : 改正歯科技工士法の施行
- 同年 6月1日 : 指定試験機関及び指定登録機関の指定（一般財団法人 歯科医療振興財団）
- 平成28年2月28日 : 歯科技工士国家試験の実施

歯科技工士に係る主な制度改正③（歯科技工士学校養成所の教育内容の単位化（大綱化）等）

- ・歯科技工士の教育カリキュラムについて、現行の時間制から単位制に見直しを行うとともに、教員の要件についても見直しを行った。
- ・併せて、歯科技工士養成所指導ガイドラインにおいて、細部にわたって定められていた教育内容についても大綱化を行った。

（改正前）

（改正後）

学科目	総時間数
外国語	30
造形美術概論	15
関係法規	15
歯科技工学概論	50
歯科理工学	220
歯の解剖学	150
顎口腔機能学	60
有床義歯技工学	440
歯冠修復技工学	440
矯正歯科技工学	30
小児歯科技工学	30
歯科技工実習	520
小計	2,000
選択必修科目	200
合計	2,200

備考

- 1 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
- 2 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒10人に対し1人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。
- 3 選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。

教員の要件

歯科医師2人以上を含む適当な数の教員を有し、かつそのうち3人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。

教育内容	単位数
基礎分野	5
科学的思考の基盤	
人間と生活	
専門基礎分野	3
歯科技工と歯科医療	7
歯・口腔の構造と機能	7
歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7
専門分野	12
有床義歯技工学	13
歯冠修復技工学	2
矯正歯科技工学	2
小児歯科技工学	11
歯科技工実習	62
合計	

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 2 歯・口腔の構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
- 3 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒10人に対し1人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。

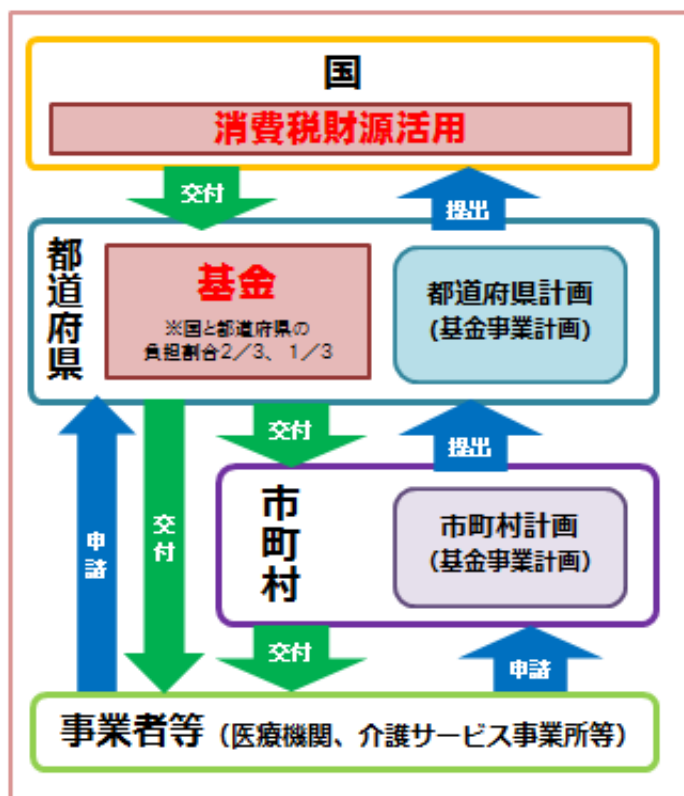
教員の要件

適当な数の教員を有し、かつそのうち3人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。

※施行日等 公布日：平成29年11月10日
施行日：平成30年4月1日

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。

※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検査し、基金の配分等に活用。

○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（※）
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業（※）
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業（※）
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

5

○地域医療介護総合確保基金における事業例（歯科技工士関連事業を抜粋）

事業例	事業の概要
歯科医師、歯科衛生士、 歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。
歯科衛生士・ 歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。

歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

平成30年度予算：2,075千円（平成29年度：2,075千円）

【目的】

- ・義歯などの歯科補てつ物については、歯科医療機関内又は歯科技工所において製作されるが、後者については、外部に作製が委託されることから、納品された歯科補てつ物が、患者自身でどこの技工所で誰が製作したかなどの情報が把握できない。
- ・このため、患者に対して歯科補てつ物に関する情報を院内掲示等により情報提供することで、安全・安心な歯科医療の提供に資するものか、検証を行うものである。

一般的な歯科補てつ物の製作過程（歯科技工所に製作を委託する場合）



歯科技工指示書による製作委託

患者に対して、

- ・ 作製する歯科技工所
- ・ 作製する歯科技工士
- ・ 作製工程

等について、

院内掲示やリーフレットの配布等により
情報提供を行う

イメージ
当医院で製作した歯科補てつ物について

- ・ 当該医院で作製された
●●については、下記の
歯科技工士が製作しています



- の作製工程
1.
 2. ××××
 3. △△△△

【現状認識】

- 医療サービスは人が支えるサービス。医療等従事者の勤務環境に配慮する必要がある。
↓
- 医療サービスの安定的提供のため、医療等従事者の勤務環境の改善等を通じた人材確保、ICTの活用等を通じたコスト削減が重要。
- 平成28年7月に施行された中小企業等経営強化法に基づき、2879件（内歯科技工所：139件）の経営力向上計画を認定。（H30.3.30現在）

＜支援措置の例＞

○税制措置

- －生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の特例（3年間1／2に軽減）や中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援

○金融支援措置

- －政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援

＜歯科技工所における認定事例＞

- ・ CAD/CAMを導入することで、それまで手作業で行っていた補綴物の製作をICT化し、高品質な技工物を提供できるようにする。
また、技術習得に必要な人材育成の時間を大幅に短縮する。



歯科技工士に係る研究 (平成29年度厚生労働科学研究)

1 歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究

- ・歯科技工業の多様な業務モデルについて勤務環境（労働時間、収益等）にかかる要素ごとに利点・欠点を整理するとともに、当該業務モデルの効果的運用方法について提案し、当該業務モデルの導入に資するマニュアル等を作成する。
- ・歯科技工所と歯科診療所等の間の委託契約の方法及び内容や、歯科技工所内の雇用契約の内容の検証。

研究期間：2年（平成29年度～平成30年度）

研究代表者：昭和大学 赤川安正客員教授

2 歯科衛生士及び歯科技工士の免許取得者の就業状況等に関する研究

- ・複数の歯科衛生士及び歯科技工士養成施設の卒業生（卒後3年以上、過去約10年）を対象に、養成施設に入学した理由や、卒後の就業状況、またその選択の理由、職歴等について実態調査を行う事により、近年の就業動向等を検証する。
- ・実態調査の結果に基づき、歯科衛生士と歯科技工士のキャリアパスや働き方について検討を行い、就職率の向上及び離職率の低下のための具体的な方策を提示する。

研究期間：2年（平成29年度～平成30年度）

研究代表者：東京医科歯科大学 須田英明名誉教授